

各府省庁補足説明資料

内閣府	P 1 ~ P 3
総務省	P 4 ~ P 5
文部科学省	P 6 ~ P 9
厚生労働省	P 1 0 ~ P 1 4
農林水産省	P 1 5 ~ P 1 8
経済産業省	P 1 9

地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

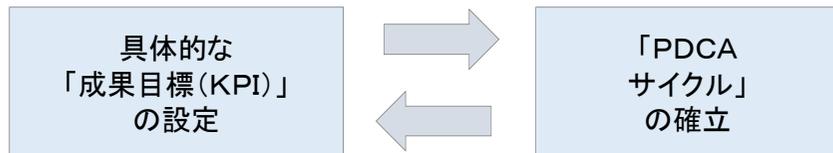
4年度概算決定額 1,000.0億円
（3年度予算額 1,000.0億円）

事業概要・目的

○デジタル田園都市国家構想による地方活性化をはじめ、未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動という喫緊の課題に対応するため、地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる先導的な取組を支援します。

- ①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組（デジタル技術の活用等を含む）を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

【手続き】地方公共団体は対象事業に係る地域再生計画（概ね5年程度）を作成し、内閣総理大臣が認定。



※本交付金のうち一部については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

事業イメージ・具体例

【対象事業】

- ①先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開
 - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、人材の確保・育成例）しごと創生、観光振興、地域商社、スポーツ・健康まちづくり、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等
- ②Society5.0を推進するための全国的なモデルとなる取組
 - ・未来技術を活用した新たな社会システムづくりを支援

	交付上限額（国費）	申請上限件数
都道府県	先駆3.0億円 横展開1.0億円	6事業 ※広域連携事業は3事業まで追加可
中枢中核都市	先駆2.5億円 横展開0.85億円	5事業 ※広域連携事業は2事業まで追加可
市町村	先駆2.0億円 横展開0.7億円	4事業 ※広域連携事業は1事業まで追加可

※Society5.0タイプは都道府県・中枢中核都市・市町村ともに交付上限額（国費）3.0億円、申請上限件数の枠外

- ③わくわく地方生活実現政策パッケージ（移住・起業・就業支援）
 - ・東京圏からのUIJターンの促進及び地方の担い手不足対策
- ④複数年度にわたる施設整備事業（本交付金のうち70億円を地方創生拠点整備交金として措置（令和3年度から20億円の増額））

【デジタルシフトへの対応】

- 先駆タイプ（最長5年間の事業）の新規事業において、デジタル技術の活用・普及等の取組を事業内容に含めることを、申請の要件とします。
 - 横展開タイプ（最長3年間の事業）の新規事業において、デジタル技術の活用・普及等の取組を事業内容に含めることを、原則として、申請の要件とします。
 - 地方創生拠点整備交付金については、補正予算分と同様とします（審査において一定の加点を付与、効果促進事業の割合の上限を一定の引上げ）。
- 【わくわく地方生活実現政策パッケージにおける地方創生移住支援事業の拡充】
- 移住支援金について、これまでの単身最大60万円、世帯最大100万円に加え、世帯で移住する際に、18歳未満の帯同人数×最大30万円の子育て世帯加算を拡充。

期待される効果

○地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、「まち」の活性化など地方創生の推進に寄与する先導的な取組（デジタル技術の活用等を含む）を通じて、地方創生の充実・強化につなげます。

地域少子化対策重点推進交付金

令和4年度執行予算額 36.7億円 (R4当初案 8.2億円、R3補正 28.5億円)

※R3補正30.0億円のうち、R3執行の1.5億円を除く繰越分

- 自治体が行う結婚支援、結婚・子育てに温かい社会づくり・機運醸成の取組を支援。
- 令和4年度は、**自治体間連携(広域連携)の促進**、**結婚新生活支援事業の充実**や**AI活用を始めとするマッチングシステムの高度化**、**子育て支援情報の「見える化」**、**男性の育休取得と家事・育児参画の促進**への支援等を重点的に実施。

(1) 地域少子化対策重点推進事業

地方自治体が行う以下のような取組に係る費用を支援。

○ 重点課題事業 (補助率: 2/3)

自治体間連携を伴う広域的な結婚支援等の取組

- ・**AI活用を始めとするマッチングシステムの高度化**
- ・**モデルプログラムを活用した結婚支援相談員等の育成**
- ・その他、結婚に対する取組や、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成の取組を広域的に行うもの

大綱を踏まえた子育てに温かい社会づくりの取組

- ・**アプリ・SNS活用による子育て支援情報の「見える化」**
- ・**男性の育休取得と家事・育児参画の促進**
- ・**子育て世帯を体験する「家族留学」** 等

○ 結婚に対する取組 (補助率: 1/2)

- ・結婚支援センターの設置・運営
- ・出会いの機会・場の提供
- ・結婚支援ボランティアの育成・ネットワーク化 等

○ 結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運醸成の取組 (補助率: 1/2)

- ・乳幼児とのふれあい体験、両親学級
- ・美容院など地域資源・人材を活用した情報の発信
- ・結婚・子育て応援パスポートの普及
- ・企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援

(2) 結婚新生活支援事業

地方自治体が行う結婚新生活支援事業(結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト(家賃、引越費用等)を補助)を支援。

【対象世帯】 夫婦ともに39歳以下かつ世帯所得400万円未満 (世帯年収約540万円未満相当)

【対象経費】 婚姻に伴う住宅取得費用、**リフォーム費用**、住宅賃借費用、引越費用

○ 都道府県主導型市町村連携コース (補助率: 2/3)

都道府県が主導し、管内市区町村における取組の面的拡大を図りつつ、**地域における切れ目ない結婚・子育て支援体制の構築を促進**。

【交付上限額】 夫婦共に29歳以下 60万円
30~39歳 30万円

○ 一般コース (補助率: 1/2)

【交付上限額】 夫婦共に39歳以下 30万円



大分県結婚支援センター



中高生による乳幼児ふれあい体験 2

デジタル田園都市国家構想推進交付金（内閣府地方創生推進室）

令和3年度補正予算額 200.0億円

事業概要・目的

○デジタル技術の活用により、地域の個性を活かしながら、地方を活性化し、持続可能な経済社会を目指す「デジタル田園都市国家構想」を推進するため、地方からデジタルの実装を進めていくことが喫緊の課題。

○このため、デジタルを活用した、意欲ある地域による自主的な取組を応援するため、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、国が交付金により支援する。

○具体的には、①デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、他の地域等で既に確立されている優良なモデル等を活用して迅速な横展開を行う事業や、②地方への新たなひとの流れを創出するためサテライトオフィスの施設整備等に取り組む地方公共団体を支援する。

事業イメージ・具体例

（1）デジタル実装タイプ

デジタル化を活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、

- ・ デジタル原則とアーキテクチャを遵守し、オープンなデータ連携基盤を活用する、モデルケースとなり得る取組（TYPE2、3）
- ・ 他の地域等で既に確立されている優良モデル・サービスを活用した実装の取組（TYPE1）

を行う地方公共団体に対し、その事業の立ち上げに必要なハード／ソフト経費を支援。

<対象事業例>

- ・ データ連携基盤を活用したスマートシティ構想
- ・ 人手不足に対応するドローンやロボットを活用したスマート農業
- ・ 観光型MaaSやインバウンド向け多言語翻訳アプリ等による観光振興 等

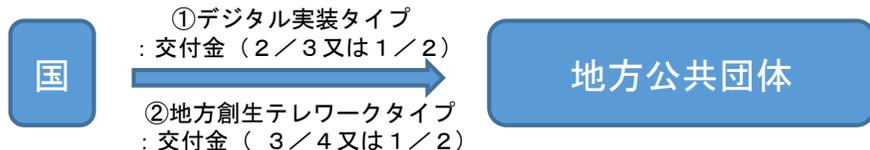
（2）地方創生テレワークタイプ

「転職なき移住」を実現するとともに、地方への新たなひとの流れを創出する地方公共団体を支援。

<対象事業>

- ①サテライトオフィス等整備事業（自治体運営施設整備等）
- ②サテライトオフィス等開設支援事業（民間運営施設開設支援等）
- ③サテライトオフィス等活用促進事業（既存施設の拡充・利用促進）
- ④企業進出支援事業
- ⑤進出企業定着・地域活性化支援事業（サテライトオフィス等に進出する企業による地域活性化に向けた事業の支援）

資金の流れ



期待される効果

○地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めていくことで、「デジタル田園都市国家構想」を推進します。

総務省における中心市街地活性化施策の概要

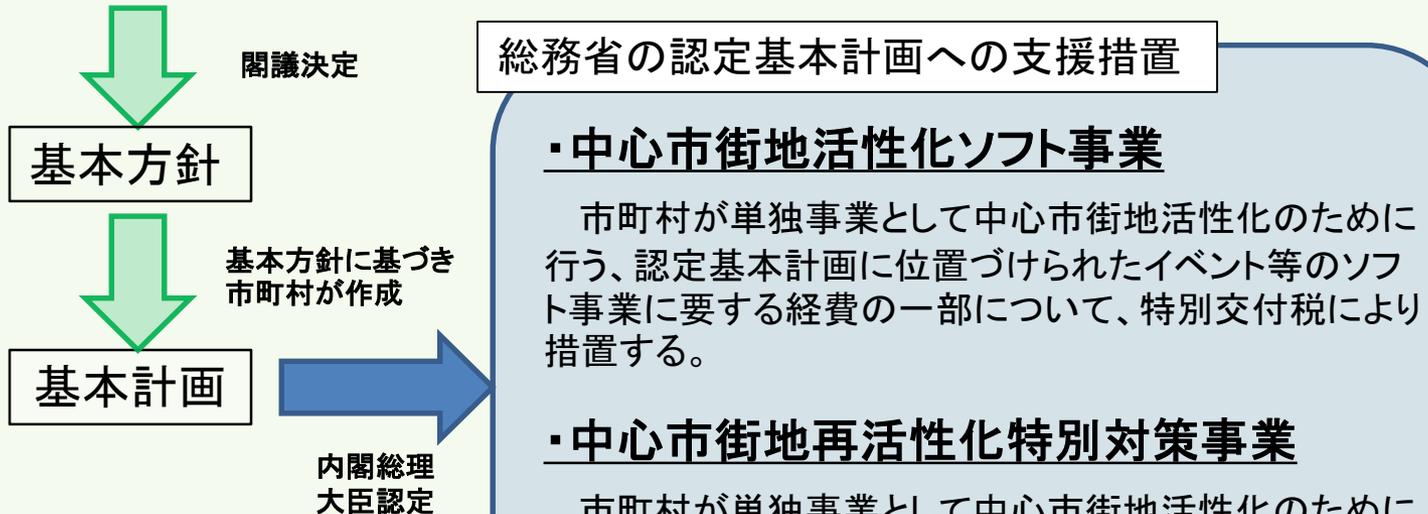
目的

中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することで地域活性化に寄与することを目的とする。

支援スキーム

中心市街地の活性化に関する法律(平成10年6月3日法律第92号)に基づき、以下のとおり実施

中心市街地活性化本部(本部長:内閣総理大臣、構成員:総務大臣ほか全ての閣僚)



総務省における中心市街地活性化施策の対象事業

中心市街地活性化ソフト事業

① イベント事業

② 講演会、シンポジウム等

③ 後継者育成研修事業

④ 具体化のための調査、資金計画、事業性評価、合意形成等

⑤ 空き店舗対策事業

⑥ その他特に重要なソフト事業

①～⑥は全て中心市街地活性化を目的とする事業に限られる。

※商店街振興組合、市民団体、第三セクター等が実施するものに対して助成する場合を含む。

※国庫補助金や交付金等を伴う事業は対象としない。

中心市街地再活性化特別対策事業

(1) 公共施設整備事業

- ・集客力を高める施設の整備
(多目的広場、イベント広場、駐車場、多目的ホール、イベントホール等)
- ・地域の産業の振興に資する施設の整備
(展示施設、物産会館等)
- ・良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備
(ポケットパーク、緑地、駐輪場、あずま屋、街路灯、ストリートファニチャー等)
- ・子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備(託児所、親子交流サロン、学習コーナー等)

(2) 助成事業

一般住民の利用に供される公共施設の整備で、公共的団体が行うもの(多目的ホール、イベントホール、多目的広場、イベント広場、駐輪場等の広く一般住民の直接の利用に供される施設で、地方公共団体が自ら設置する場合と同様の公共性を有するものに限る。)に対する市町村の助成事業

国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業

令和4年度予算額（案） 11,206百万円
（前年度予算額 11,497百万円）



※令和3年度補正予算額614百万円+令和4年度予算額(案) = 11,821百万円

文化財を次世代へ確実に継承するため、適切な周期での保存修理を支援する。また、修理現場の公開促進を観光振興にもつなげる。文化財を広く分かりやすく解説するための説明板の設置等、公開活用の取組を支援する。さらに、周辺環境を整備することにより、適切な維持管理を実現する。

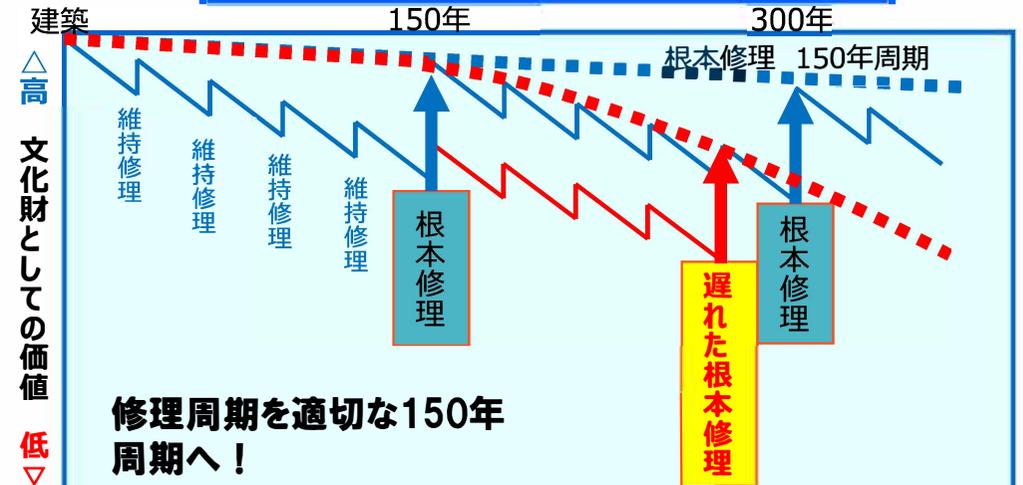
（R3予算 保存修理149件、公開活用30件、環境保全18件 → R4予算 保存修理157件、先端技術活用1件、公開活用30件、環境保全18件（R3補正を含む。））

文化財修理の抜本的強化

国宝・重要文化財（建造物）の価値を損なうことなく次世代へ継承するため、保存修理を実施する。

- 木造文化財建造物の定期的な保存修理は、健全性を回復するだけでなく構造補強など抜本的な強化も行い、大工等様々な分野の技能者の確保と育成、修理技術の伝承、修理に必要な資材の安定的な確保にも資する。
- 明治以降に建造された近現代建造物（土木・建築）は、従来の木造のほか、煉瓦や鉄骨、鉄筋コンクリート造の建築物及び土木構造物が含まれる。平成5年度から重要文化財への指定を開始し、指定件数は380件に達しているが、その修理方法や修理周期は確立されていないことから、3次元計測等の先端技術の活用により、適切な修理時期の把握や迅速な修理を進め、公開活用を促進する。

根本修理の周期差による文化財的価値の変化比較図



修理周期を適切な150年周期へ！

※伊原恵司氏（文建協調査室長）の研究論文(1990.8)による

修理機会を捉えた情報発信

修理の時期を活用し、修理現場の公開、修理に関する解説板等の設置に対して支援する。修理機会を捉えた情報発信を行うことで、新たな体験の場を用意し、文化財への理解を促進するとともに観光振興にも寄与する。



修理現場公開の様子
本隆寺本堂（京都府）



パンフレット等による解説

文化財の公開活用

文化財を分かりやすく解説する説明板や情報機器の設置、展示、便益、管理のための施設・設備の整備等、各々の創意工夫に基づく特色ある活用の取組を支援し、観光振興に寄与する。



勝興寺本堂
バリアフリー整備
スロープの設置
（富山県）



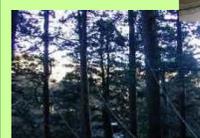
門司港駅（旧門司駅）本屋
展示解説整備（福岡県）

文化財の適切な維持管理

危険木の伐採や保存管理施設の設置等を実施し、国宝重要文化財建造物の周辺環境を整備することにより適切な維持管理に寄与する。



保存管理施設の設置



ワイヤーによる支持

先端技術活用（新規）

土木構造物や近代の文化財等について3次元計測等の先端技術を活用することで適切な修理時期の把握を行うとともに、修理に必要な調査を事前に行う。



3D計測データを用いた
モデルイメージ



石材の3次元化とPC上での積み上げ検討

〈適切な周期〉
根本修理（解体、半解体修理）
：平均150年周期
維持修理（屋根葺替・塗装修理）
：平均30年周期
適切な周期により、文化財を確実に次世代へ継承する。



重要文化財 常称寺本堂ほか2棟
解体修理の様子（広島県）

伝統的建造物群基盤強化

令和4年度予算額(案) 1,567百万円
 (前年度予算額 1,579百万円)



※令和3年度補正予算額62百万円+令和4年度予算額(案) = 1,630百万円

伝統的建造物群保存地区を社会基盤として捉え、保存に関する計画策定から修理・修景、防災力の強化、公開活用整備までを体系的に位置付け、必要な保護措置を一体的に実施することにより、文化に富み、災害に強く、魅力的なまちづくりを実現する。

(国選定重要伝統的建造物群保存地区数 R3.12.1現在 126地区)

調査
防災計画策定

修理・修景
公開活用整備

防災・耐震

買上

先端技術活用
(新)



<岐阜県 白川村荻町>
修理事業の様子



<宮城県 村田町村田>
修景事業を実施した建造



<福島県 下郷町大内宿>
防災事業で整備した放水銃

修理・修景、防災・耐震の促進



<栃木県 栃木市嘉右衛門町>
公開活用施設



<兵庫県 神戸市北野町山本>
公開活用施設



<兵庫県 神戸市北野町山本>
建造物の3D展開図

伝統的建造物の公開活用

先端技術の活用

伝建地区を社会基盤として体系的に捉え、地区全体の魅力と安全性を向上



<長野県 南木曽町妻籠宿>
美しい町並みの回復

文化の継承

地区の安全

地域の創生

観光の振興

伝統的建造物群保存地区

公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現～Schools for the Future～

令和4年度予算額(案) 688億円
 (前年度予算額 688億円)
 令和3年度補正予算 1,312億円



背景

- ◆ 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた**教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備**が必要。
- ◆ 中長期的な将来推計を踏まえ、**首長部局との横断的な協働**を図りながら、**トータルコストの縮減に向けて計画的・効率的な施設整備**を推進。
- ◆ 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、**脱炭素社会の実現に貢献**する持続可能な教育環境の整備を推進。

1 新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・共用化・集約化



他施設との複合化により学習環境を多機能化しつつ、効率的に整備



柱や内装に木材を活用し、温かみのある学習環境や脱炭素化を実現

2 防災・減災、国土強靱化の推進 令和3年度補正予算

- 非構造部材の耐震対策等
- 避難所としての防災機能強化（トイレ改修等）

老朽化対策と一体で多様な学習活動に対応できる多目的な空間を整備

避難所としての**防災機能強化**



多機能トイレの整備

国土強靱化

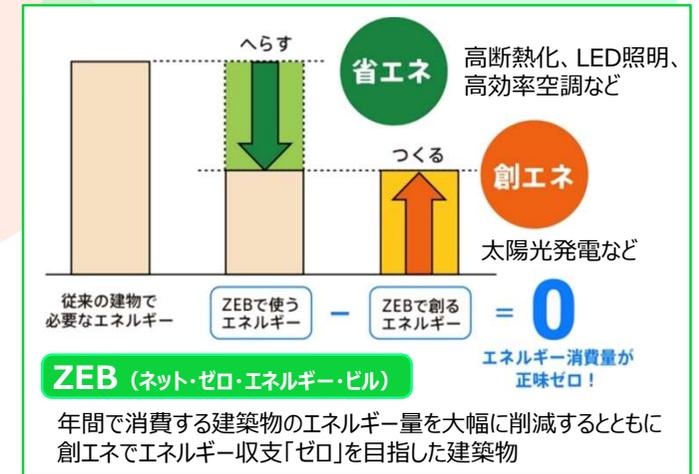
激甚化・頻発化する災害への対応



台風で屋根が消失した体育館

新しい時代の学校施設

脱炭素化



出典：環境省ホームページ

具体的な支援策

- **制度改正**：
 - 学校施設以外との複合化を伴う改築、長寿命化改修の補助率引上げ **(1/3→1/2)**
 - 大規模改造事業の上下限額見直し
- **単価改定**：
 - LED照明、木材利用など標準仕様の一部見直し等による増 **対前年度比 +10.2%**
 小中学校校舎（鉄筋コンクリート造）の場合
 R3:220,700円/㎡ ⇒ R4:243,300円/㎡
 - 脱炭素化先行地域などの学校施設ZEB化に向けた新たな単価加算 **上記改定単価に加えて+8.0%**

体育・スポーツ施設整備 (学校施設環境改善交付金)

令和4年度予算額(案) : 3,603,971千円
(前年度予算額 : 4,004,412千円)



事業概要

子供のスポーツ機会の場や地域住民がライフステージに応じたスポーツに親しむ場(スポーツ文化拠点)として地域経済にも貢献し、さらに、災害時には避難所として活用される、スポーツ施設の環境整備(耐震化及び空調設備の整備等含む)の促進を図る。

交付対象事業

実施主体 : 地方公共団体

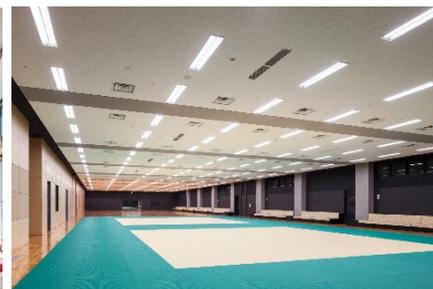
地域スポーツ施設	学校体育諸施設
<ul style="list-style-type: none"> ・スイミングセンター新改築事業 ・スポーツセンター新改築・改築事業 ・武道センター新改築事業 ・屋外スポーツセンター新改築事業 ・社会体育施設耐震化事業 <p>【耐震化率】構造体 : 83.8% 非構造部材 : 13.9% (R2.3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン社会の実現に向けた整備事業 <p>※新規事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラグビー競技が実施できるスポーツ施設の整備 <p>※ラグビーワールドカップに伴う特例事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水泳プール新改築事業 ・水泳プール上屋新改築事業 ・水泳プール耐震補強事業 ・中学校武道場新改築事業

算定割合

1/3補助 ※災害対応の浄水型プール等は1/2

期待される効果

- 子供のスポーツ機会の充実を通じた運動習慣の確立と体力の向上
- ライフステージに応じてスポーツに身近に親しむことができる交流の場(スポーツ文化拠点)を創出し、地域経済に貢献
- 健常者と障害者がともに気軽にスポーツに親しめるよう配慮された施設整備の促進
- 施設の耐震化による安全・安心なスポーツ環境整備の推進
- 緊急災害時には、被災者の避難場所や、防災拠点施設として活用



◆整備イメージ図 : 地域スポーツセンター・武道センター新改築事業、社会体育施設耐震化事業等

医療提供体制施設整備交付金の概要

I 予算額

令和3年度予算額 令和4年度予算案
2,507,026千円 → 2,392,152千円

II 要旨

医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制強化を図る観点から、都道府県の作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県が自主性・裁量性を発揮できる助成制度の仕組みとして、救急医療施設、周産期医療施設等の施設整備を支援するもの。

III 「計画に基づく施策の実施（施設）」に対して助成を行う

医 療 計 画

都道府県は「医療計画に基づく事業計画」を策定

「医療提供体制施設整備交付金」を各都道府県に交付

IV 交付対象

注1) 公立(都道府県、市町村、地方独立行政法人、一部事務組合、広域連合)は補助対象外
注2) 公的…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

補助対象事業《メニュー区分》	公的	民間	独法	調整率	補助対象事業《メニュー区分》	公的	民間	独法	調整率
休日夜間急患センター	○	○	○	0.33	特殊病室施設	○	○	○	0.33
病院群輪番制病院及び共同利用型病院	○	○	○	0.33	肝移植施設	○	○	○	0.33
救急ヘリポート	○	○	○	0.33	治験施設		○	○	0.33
ヘリポート周辺施設整備	○	○	○	0.33	特定地域病院	○	○	○	0.33
(地域)救命救急センター	○	○	○	0.33	医療施設土砂災害防止施設整備事業	○	○	○	0.5
小児救急医療拠点病院	○	○	○	0.33	南海トラフ地震に係る津波避難対策	○	○	○	0.33
小児初期救急センター施設	○	○	○	0.33	アスベスト除去等整備	○	○	○	0.33
小児集中治療室	○	○	○	0.33	医療機器管理室		○	○	0.33
小児医療施設	○	○	○	0.33	地球温暖化対策	○	○	○	0.33
周産期医療施設	○	○	○	0.33	看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設(民間は一部)	○	○	○	0.33
地域療育支援施設	○	○	○	0.5	地域拠点歯科診療所施設	○	○	○	0.5
共同利用施設(開放型病棟等)		○	○	0.33					
医療施設近代化施設	○	○	○	0.33					
基幹災害拠点病院	○	○	○	0.5					
地域災害拠点病院	○	○	○	0.5					
腎移植施設	○	○	○	0.33					

V 調整率

➤ 調整率 0.5、0.33

社会福祉施設等施設整備費補助金

令和3年度予算額
48億円

→ 令和4年度予算案
48億円

- 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害児・者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。
(補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

主な整備区分：創設…新たに施設を整備すること。

増築…既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。

改築…既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。

大規模修繕等…老朽化した施設の改修や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等整備をすること。

日中活動系サービス等の充実・地域移行の推進

- 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



障害児支援の充実

- 障害児支援の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備を推進する。



耐震化・防災対策の推進

- 障害児・障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、「防災、減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策を推進する。



保育所等整備交付金

(令和3年度予算) 497億円 → (令和4年度予算案・令和3年度補正予算(※)) 417億円+430億円(※)

【趣 旨】

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育所等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。

(※) 市区町村が作成する保育所等の整備に関する計画(市区町村整備計画)による整備等の実施に必要な経費の一部を支援するため、児童福祉法第56条の4の3に基づく交付金として平成27年度に創設。

【対象事業】

- ・ 保育所整備事業
- ・ 認定こども園整備事業(幼稚園型)
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 防音壁整備事業
- ・ 防犯対策強化整備事業

《拡充》

- ・ 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のため、大規模修繕の対象事業に感染症対策のための改修(トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等)を新規で追加。(事業費300万円以上のものを対象)【令和4年度予算案、令和3年度補正予算】
- ・ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な経費を計上。【令和3年度補正予算】

【実施主体】 市区町村

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等
(保育所及び認定こども園については公立を除く)

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4

(新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合)

国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4

保育対策総合支援事業費補助金

(令和3年度予算：402億円 → 令和4年度予算案・令和3年度補正予算(※))：453億円+241億円(※)

【事業内容】

- 保育を支える保育人材の確保のため、保育の現場・職業の魅力向上を通じた、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援に総合的に取り組む。
- 地方自治体の待機児童解消に向けた取組を支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による保育の受け皿整備を推進する。
- 医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備や家庭的保育における複数の事業者・連携施設による共同実施の推進等、様々な形での保育の実施を支援するとともに、認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

【対象事業】

I 保育人材確保対策 261億円+48億円(※) (166億円)

- ①保育士・保育所支援センター設置運営事業
- ②保育士資格取得支援事業【拡充】
- ③保育士宿舍借り上げ支援事業
- ④保育体制強化事業【運用改善】
- ⑤保育士養成施設に対する就職促進支援事業
- ⑥保育士試験追加実施支援事業
- ⑦保育補助者雇上強化事業
- ⑧若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業
- ⑨保育人材等就職・交流支援事業
- ⑩保育士修学資金貸付等事業【一部補正】
- ⑪保育所等におけるICT化推進事業【補正】
- ⑫保育士・保育の現場の魅力発信事業

II 小規模保育等の改修等 146億円+78億円(※) (187億円)

- ①賃貸物件の活用による保育所改修費等支援事業
 - ②小規模保育改修費等支援事業
 - ③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
 - ④認可化移行改修費等支援事業
 - ⑤家庭的保育改修費等支援事業
 - ⑥認可外保育施設改修費等支援事業【運用改善】
 - ⑦都市部における保育所等への賃借料等支援事業
- 【一部補正】

III その他事業 46億円+115億円(※) (49億円)

- ①民有地マッチング事業
- ②認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業
- ③広域的保育所等利用事業
- ④認可外保育施設の衛生・安全対策事業
- ⑤保育環境改善等事業【拡充・運用改善】【一部補正】
- ⑥保育所等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る支援(保育環境改善等事業)【補正】
- ⑦家庭支援推進保育事業
- ⑧保育所等における要支援児童等対応推進事業
- ⑨3歳児受入れ等連携支援事業
- ⑩保育利用支援事業(予約制)
- ⑪医療的ケア児保育支援事業【拡充】
- ⑫保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業
- ⑬放課後居場所緊急対策事業
- ⑭小規模多機能・放課後児童支援事業
- ⑮新たな待機児童対策提案型事業
- ⑯待機児童対策協議会推進事業

○ 地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築するため、市町村において「地域支援事業」を実施。

○地域支援事業の事業内容 ※金額は積算上の公費（括弧書きは国費）

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業 1,935億円 (967億円)

- ① 介護予防・生活支援サービス事業
 - ア 訪問型サービス
 - イ 通所型サービス
 - ウ その他の生活支援サービス（配食、見守り等）
 - エ 介護予防ケアマネジメント

- ② 一般介護予防事業
 - ア 介護予防把握事業
 - イ 介護予防普及啓発事業
 - ウ 地域介護予防活動支援事業
 - エ 一般介護予防事業評価事業
 - オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(2) 包括的支援事業・任意事業 1,921億円 (960億円)

- ① 包括的支援事業
 - ア 地域包括支援センターの運営
 - うちイ、社会保障充実分 534億円 (267億円)
 - i) 介護予防ケアマネジメント業務
 - ii) 総合相談支援業務
 - iii) 権利擁護業務（虐待の防止、虐待の早期発見等）
 - iv) 包括的・継続的マネジメント支援業務
 - ※支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり 等
 - イ 社会保障の充実
 - i) 認知症施策の推進
 - ii) 在宅医療・介護連携の推進
 - iii) 地域ケア会議の実施
 - iv) 生活支援コーディネーター等の配置

- ② 任意事業
 - ・介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

○地域支援事業の事業費

市町村は、政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容、事業費を定めることとされている。

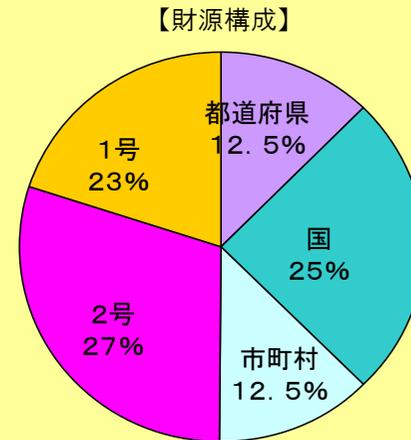
【事業費の上限】

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
 - 事業移行前年度実績に市町村の75歳以上高齢者の伸びを乗じた額
- ② 包括的支援事業・任意事業
 - 「26年度の介護給付費の2%」×「高齢者数の伸び率」

○地域支援事業の財源構成

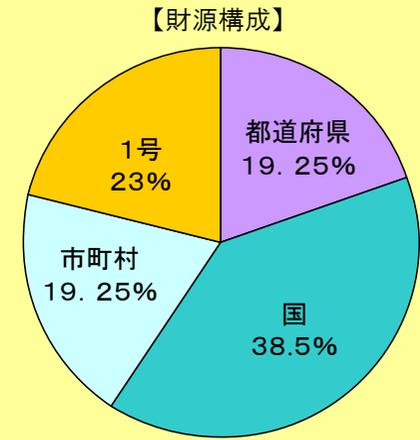
（財源構成の割合は第7期以降の割合）

介護予防・日常生活支援総合事業



○ 費用負担割合は、居宅給付費の財源構成と同じ。

包括的支援事業・任意事業



○ 費用負担割合は、第2号は負担せず、その分を公費で賄う。

（国：都道府県：市町村＝2：1：1）

農村集落基盤再編・整備事業（農山漁村地域整備交付金）

事業の概要

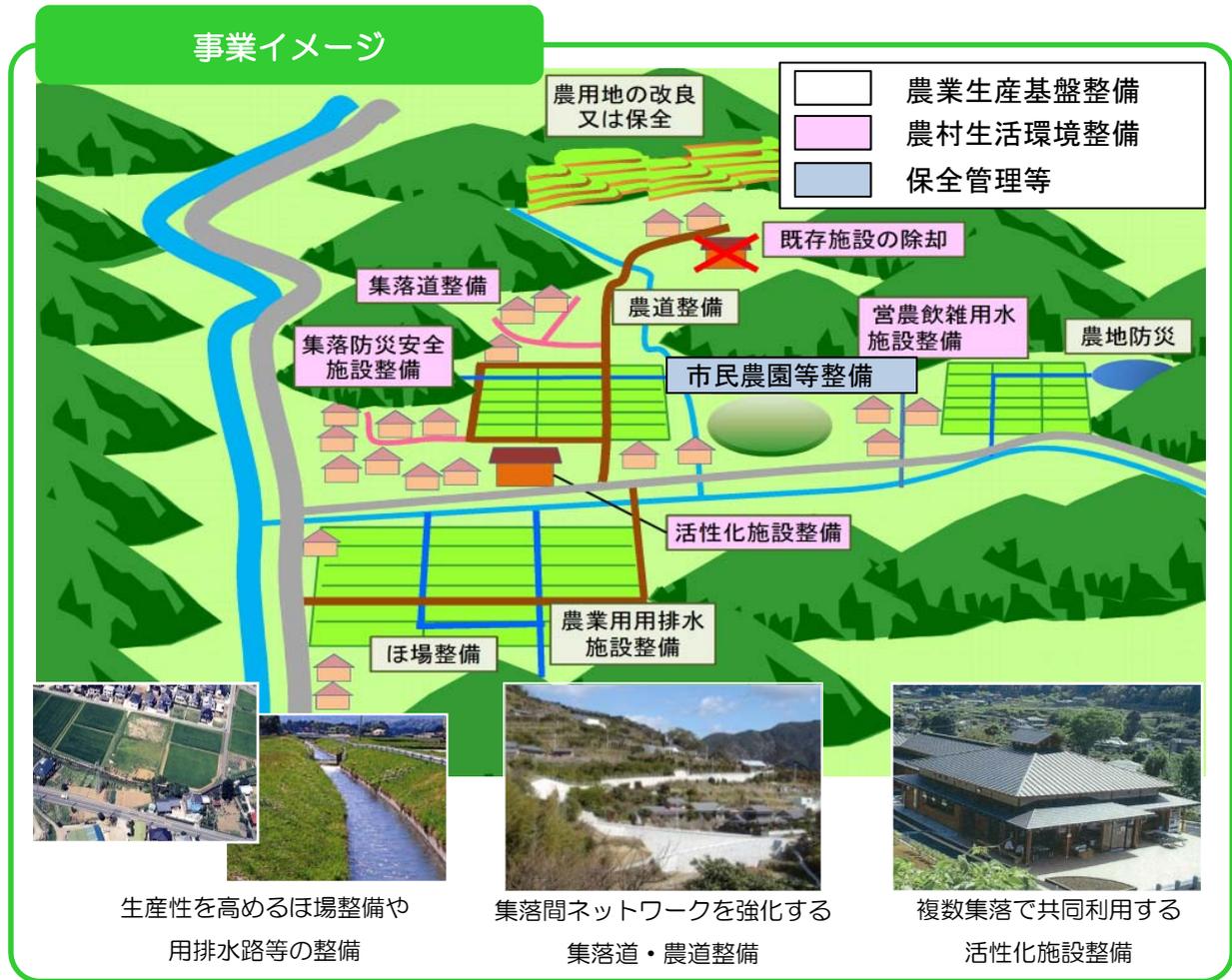
都道府県又は市町村が策定する農村振興基本計画等に即し、農地や農業用排水施設などの農業生産基盤整備と併せて農業集落道や農業集落排水施設などの農村生活環境整備及び耕作放棄地対策を総合的に実施。

<特徴>

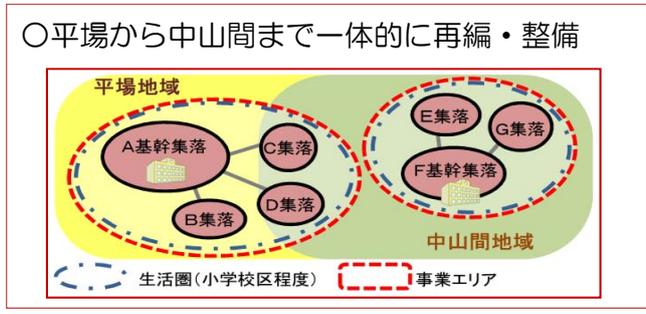
- 農村地域を総合的に整備することにより、秩序ある土地利用、生活環境の改善など、農業生産基盤と生活環境の両面で質の高い環境整備が可能です。
- 農業の生産条件等が不利な中山間地域においても、農業生産基盤整備と併せて農村生活環境整備及び耕作放棄地対策を総合的に実施することにより、中山間地域における農業・農村の活性化を支援します。

事業メニュー

区分	事業種類	事業内容
農業生産基盤整備	(1) 農業用排水施設整備	農業用排水施設の整備
	(2) 農道整備	農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の整備
	(3) ほ場整備	農用地の区画整理、これと関連する整備
	(4) 農用地開発	農用地の造成とこれに附帯する施設の整備
	(5) 農地防災	農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するための施設の整備
	(6) 客土	農用地につき行う客土
	(7) 暗渠排水	農用地につき行う完全暗渠の整備
	(8) 農用地の改良又は保全	農用地の改良又は保全に必要な整備
農村生活環境整備	(1) 農業集落道整備	農道を補完する集落周辺の道路の整備
	(2) 営農飲雑用水施設整備	家畜、園芸、洗浄など営農飲雑用水施設の整備
	(3) 農業集落排水施設整備	雨水を排除する施設等の整備
	(4) 集落防災安全施設整備	集落の防災安全のために必要な施設の整備
	(5) 用地整備	非農用地の整備、農業施設用地の整備
	(6) 活性化施設整備（中山間のみ）	農業生産活動等の拠点等多目的施設の整備
	(7) 地域農業活動拠点施設整備（中山間以外）	農業生産活動、地域保全活動等の拠点施設の整備
	(8) 集落環境管理施設整備	農産廃棄物等の処理、再利用施設の整備
	(9) 交流施設基盤整備（中山間のみ）	多目的広場等や附帯する施設の整備
	(10) 情報基盤施設整備	施設の遠隔管理システム、防災情報システムの整備
	(11) 市民農園等整備	市民農園の整備及び附帯する施設の整備
	(12) 生態系保全施設等整備	自然・生態系保全施設、修景施設等の整備
	(13) 地域資源利活用施設整備	地域資源を活用し農業生産を補完する施設の整備
	(14) 施設補強整備	農業施設の安全性の確保に必要な補強整備
	(15) 施設環境整備	高齢者・障害者の利用に資する農業施設の改修整備
	(16) 歴史的な土地改良施設保全整備	歴史的な土地改良施設の補強等の保全整備
	(17) 施設集約整備	農業農村施設の撤去、撤去跡地の整備
	(18) 交換分合	農用地等の交換分合
(19) 集落土地基盤整備	必要な範囲内の農振白地の農用地の改良・保全整備	
保管理等整備	(1) 高付加価値農業基盤整備	高付加価値農業の営農に必要な用水及び排水整備
	(2) 附帯整備	既設高付加価値農業に係る施設の撤去・移転
	(3) 用地整備	耕作放棄地等の利活用のための用地整備
	(4) 市民農園等整備	市民農園の整備及び附帯する施設の整備
	(5) 生態系保全施設整備	生態系の保全に資する施設の整備
	(6) 遊水池整備	周辺地域からの流水の一時貯留施設等の整備
	(7) 土地改良施設撤去及び跡地整備	土地改良施設の撤去及び跡地整備
	(8) 交換分合	農用地等の交換分合



- 事業体系
- 農山漁村地域整備交付金
- └ 農村集落基盤再編・整備事業
 - └ 集落基盤再編型
 - └ 中山間地域総合整備型
 - └ 農地環境整備型
 - └ 実施計画策定型



- <交付先等>
- 集落基盤再編型
 1. 交付先：都道府県、市町村
 2. 事業実施主体：都道府県、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合等
 3. 交付率：1/2等
 - 中山間地域総合整備型
 1. 交付先：都道府県、市町村
 2. 事業実施主体：都道府県、市町村
 3. 交付率：55%等
 - 農地環境整備型
 1. 交付先：都道府県、市町村
 2. 事業実施主体：都道府県、市町村
 3. 交付率：55%等
- ※沖縄振興公共投資交付金においても上記事業に対する支援が可能

「農地環境整備型」実施イメージ

耕作放棄地が介在する地域において、営農の再開が見込めない区域と営農を継続し生産性向上を図る区域を計画的に区分し、耕作放棄に伴う悪影響の除去又は耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境保全と、優良農地の生産性向上を図るための整備を一体的に実施。

事業実施前



事業実施後



「生産区域」(凡例:  )
・農業生産性の向上を目的とした基盤整備

「保安全管理区域」(凡例: )
・保安全管理、利活用による周辺農地への悪影響の除去

34 食品流通拠点整備の推進

【令和4年度予算概算決定額 12,566 (14,164) 百万円の内数】

<対策のポイント>

「三つの密」の防止を徹底しつつ、災害時においても生鮮食料品等の安定的な供給体制を確保するとともに、農林水産物の輸出拡大や流通のグリーン化を促進するため、品質・衛生管理の強化、物流業務の省力化、保管調整機能の強化等を図る卸売市場施設及び共同物流拠点施設の整備を支援します。

<事業目標>

- 1 中央卸売市場当たりの取扱金額の増加（695億円 [平成28年度] → 719億円 [令和6年度まで]）
- 共同物流拠点の入荷時のトラックの積載率に対し、出荷時の積載率を10%以上向上

<事業の内容>

1. 卸売市場施設整備

生鮮食料品等の流通の核としての機能の高度化、防災・減災への対応、農林水産物の輸出拡大を図り、グリーン化に対応した生鮮食料品等の流通を実現するため、

- ① 品質・衛生管理の強化
 - ② 物流業務の効率化、省力化
 - ③ 保管調整機能の強化
 - ④ 輸出先国までの一貫したコールドチェーンシステムの確保
 - ⑤ 輸出先国が求める衛生基準の確保
- 等に資する卸売市場施設の整備を支援します。

2. 共同物流拠点施設整備

物流効率化やCO2排出削減に資する共同配送・モーダルシフトのためのストックポイント等の共同物流拠点施設の整備を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 卸売市場施設整備



高度な温度管理により、品質衛生管理、保管調整機能を強化



場内業務の効率化、省力化



輸出先国が求める衛生基準を満たした加工処理施設



加工処理施設入室前に除塵

2. 共同物流拠点施設整備



地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業

令和4年度予算案額 4.6億円（5.5億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 中小小売・サービス業者（中小事業者等）は、商店街等として集積することで、商業機能の提供やコミュニティの中心となるなど、地域の持続的発展に欠くことのできない重要な存在です。
- 近年の人口減少や電子商取引の台頭など、地域経済の構造変化に伴い、商店街等は地域における雇用や生活関連サービスなど生活に不可欠な機能の維持・確保を担う主体としての期待が高まっています。
- このため、中小事業者等のグループが、商店街等において、来街者の消費動向や需要の変化を踏まえ、需要に応じた最適な供給体制（テナントミックス）の実現を目指す取組を地方公共団体が支援する場合に、国がその費用の一部を補助します。
- また、取組にあたって、地方公共団体の創業支援事業や、地域金融機関との連携を促すことにより、中小事業者等のグループが地域の新たなニーズに対応する取組を後押しし、地域の持続的発展を促進します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



※1. 国⇒市町村⇒事業者、国⇒都道府県⇒事業者、国⇒都道府県⇒市町村⇒事業者
※2. まちづくり会社、商店街組織、飲食店街、温泉組合など

事業イメージ

(1) 地域商業機能複合化推進事業

【ソフト事業】 デジタルツールの活用やチャレンジショップの実施

AIカメラ等の導入による来街者の属性・回遊情報の収集・分析や、空き店舗等を活用したチャレンジショップの実施による消費者ニーズの把握等、テナントミックスの実現に繋がる情報の収集・分析に係る取組を支援します。

【ハード事業】 新たな需要を創出する施設の整備

最適なテナントミックスを実現するため、来街者の属性や消費動向等の分析を踏まえ、エリア全体への波及効果をもたらす魅力的な施設の整備を行う取組を支援します。

※テナントミックスとは、商業集積活性化を図るための最適なテナント（業種業態）の組み合わせを意味しており、本事業では、地域の新たなニーズや需要に対応した最適な供給体制を面的に構築すること。

【商店街等に新たな需要を創出する施設等を整備した事例（油津商店街：宮崎県日南市）】



創業拠点



多目的利用スペース



働く場の誘致

(2) 外部人材活用・地域人材育成事業

地域に外部の専門人材を派遣し、テナントミックスの実現に向けた推進体制の構築や計画策定等を後押しするワークショップ等の伴走支援を実施するとともに、当該取組の全国への横展開を促進します。